

# 「かがわ地産地消協力店」登録制度募集要項

## 第1 目的

地産地消の趣旨に賛同し、県産農林水産物およびその加工品（以下、「さぬきの食」という。）を積極的に販売する小売店や利用する飲食店などを、かがわ地産地消協力店（以下、「協力店」という。）として募集・登録し、消費者に本県で生産される豊富な農林水産物を知ってもらうとともに、実際に食する機会を増やすことにより、県産農林水産物の消費拡大につなげることを目的に設置する。

## 第2 募集の区分と対象

県内において営業している店舗を、次の2つの区分により募集する。

### (1) さぬきの食販売店

さぬきの食を積極的に販売する産直施設、量販店、小売店、百貨店など

### (2) さぬきの食提供店

さぬきの食を食材として積極的に利用する飲食店、ホテル・旅館、弁当・惣菜店、菓子製造・販売店など

## 第3 登録の要件

協力店は、さぬきの食の販売や利用促進に努め、県の地産地消推進の取組みに協力できる店舗とし、区分ごとに次の要件を満たす店舗を、協力店として登録する。

### (1) さぬきの食販売店

- ① 産直施設は、常設で、概ね年間を通して営業する有人の店舗であること
- ② 量販店や小売店、百貨店などにおいては、次のいずれかの要件を満たす店舗であること
  - ア さぬきの食の専用販売スペースを、概ね年間を通して設置している
  - イ 通常とは異なる表示により、さぬきの食であることを強調し販売している

### (2) さぬきの食提供店

- ① 概ね年間を通して、さぬきの食を利用したメニューを提供している店舗であること
- ② 来店者にお品書きやボードなどを活用し、さぬきの食を積極的にPRしている店舗であること

## 第4 登録店舗としての協力

協力店は、第1に定める目的に基づき、次に掲げる事項の実施に努める。

- (1) 店舗における登録証の掲示や、のぼりなどの広報ツールを活用した地産地消の積極的なPR
- (2) 県が推奨している認証品の利用
- (3) さぬきの食に関連したフェアの開催や、県が開催するイベントへの参加、協力
- (4) 県の食の安全・安心推進施策に関する協力

## 第5 登録店舗への支援

- (1) 表示プレートやのぼり、ポップ、シールなどの広報ツールの無償提供
- (2) 県ホームページ「讃岐の食」や地産地消情報誌などによる協力店のPR
- (3) 生産者の斡旋やさぬきの食に関する生産情報の提供など、協力店に対する相談活動
- (4) 商談会の開催などによる、協力店間のマッチング活動

## 第6 申請の方法

登録を希望する店舗は、「かがわ地産地消協力店登録申請書」（様式1）に必要事項を記入のうえ、県に提出する。

## 第7 店舗の登録

- (1) 県は、受理した申請書の内容を確認し、登録の要件を満たす店舗を協力店として登録する。
- (2) 県は、登録の可否を申請のあった店舗に通知する。
- (3) 県は、協力店に対し登録証を交付する。

## 第8 申請内容の変更

協力店は、次の申請内容に変更が生じた場合、「かがわ地産地消協力店登録内容変更届出書」（様式2）により、県に届け出る。

- (1) 店舗の名称
- (2) 店舗の所在地または電話番号などの連絡先

## 第9 登録期間等

- (1) 登録期間は、協力店に登録された日が属する年度を含め、2か年度とする。
- (2) 協力店は、登録期間が満了し引き続き登録を希望する場合は、「かがわ地産地消協力店登録更新申請書」（様式3）に必要事項を記入のうえ、期間満了日の14日前までに県に提出し、県は、登録の要件を満たす店舗を協力店として登録を更新する。
- (3) 協力店は、登録期間中において、第3の登録の要件に合致しなくなった場合や店舗の営業を中止した場合、または登録の辞退を希望する場合は、「かがわ地産地消協力店登録辞退届出書」（様式4）により、県に登録の辞退を届け出る。
- (4) 県は、協力店に法令違反があった場合や登録の要件に合致していないと認められる場合は、当該店舗の登録を取り消すことができる。
- (5) 協力店は、登録を更新しない場合や辞退した場合、または登録の取消しがあった場合は、速やかに県に登録証を返還する。

## 第10 その他

この要項に定めるもののほか、かがわ地産地消協力店登録制度に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、平成23年12月21日から施行する。

この要項は、平成26年3月18日から施行する。

この要項は、平成27年3月9日から施行する。